

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部) の訂正報告書

アイペット損害保険株式会社

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿
【提出日】	平成30年4月9日
【会社名】	アイペット損害保険株式会社
【英訳名】	ipet Insurance CO., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 山村 鉄平
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目8番7号
【電話番号】	03-5574-8615
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 財務経理部長 工藤 雄太
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目8番7号
【電話番号】	03-5574-8615
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 財務経理部長 工藤 雄太

1 【新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書の提出理由】

平成30年3月22日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要」、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」及び「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（ストック・オプション等関係）」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報	1頁
第2 事業の状況	1
1 業績等の概要	1
4 事業等のリスク	3
第4 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(2) 新株予約権等の状況	4
第5 経理の状況	20
1 財務諸表等	20
(1) 財務諸表	20
注記事項	20
(ストック・オプション等関係)	20

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第13期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(訂正前)

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の成長の下での輸出の持ち直し、好調な企業収益などに支えられた設備投資の緩やかな増加、雇用・所得水準の着実な改善を背景とした個人消費の底堅い推移などにより回復基調を継続しております。

ペット業界においては、矢野経済研究所が平成29年3月に発表した「ペットビジネスマーケティング総覧 2017年版」によると、平成27年度ペット関連総市場規模は小売金額ベースで前年度比1.5%増の1兆4,720億円で推移し、平成28年度は前年度比1.1%増の1兆4,889億円と予想されております。今後も、人口減少や少子高齢化の進行により飼育頭数の大幅な増加は見込みにくいものの、高付加価値製品・サービスの拡大が進むことで、ペット関連総市場は横這いから微増にて推移していくものと予測されております。

このような経営環境のもと、当社は持続的成長に向け、「お客さま主義の徹底」と「収益拡大」を2本柱に掲げた平成29年度から始まる中期経営計画（3ヶ年）を策定いたしました。

「お客さま主義の徹底」の一環として平成29年1月にお客さまと直接接点のある部署として、保険金サービス部、契約サービス部およびカスタマー・リレーション部を機能毎に独立・新設いたしました。並行して、これらの部署を中心に積極的な人材採用・育成も行い、お客さまとの一層のコミュニケーション強化を図り、お客さまの利便性向上を推進いたしました。

また、当社は「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」を経営理念としておりますが、平成28年12月に「お客さま主義」に重きを置いた共通の価値観として、行動指針、行動規範及び倫理規範を制定するとともに、経営層による全従業員との対話集会を実施し、全役職員における理念浸透を強く推進いたしました。

商品・サービスにつきましては、これまで当社では、犬・猫専用の各種ペット保険を販売してまいりましたが、かねてよりご要望の声が大きかった「鳥・うさぎ・フェレット」の3種類を対象とした「うちの子キュート」の開発を行いました。新たに商品ラインナップに加えることで、お客さま・取扱代理店・対応動物病院との更なる関係深耕を図ってまいります。また、当社のブランド力、ペット保険の認知度向上に向け、オウンドメディア等のリニューアルならびにお客さま参加型イベントの開催等を積極的に行いました。さらに、CSV活動の一環として動物愛護精神の普及・啓蒙活動への支援を行うなど、ペットとの共生を可能とする社会基盤の構築を目指す活動を継続して行ってまいりました。

営業活動につきましては、前事業年度に引き続き、当社のビジネスモデルであるペットショップ代理店を中心とした販路拡大に注力するとともに、既存代理店との更なる関係深耕を図る一方、ダイレクトチャネルにおける契約獲得の強化、契約継続率の向上施策、広報機能の整備に積極的に取り組んでまいりました。また、新規の取組みとして、カスタマー・リレーション部にテレマーケティングチャネルを担う機能を整備し、運営を開始いたしました。このような営業活動により、当事業年度末の保有契約数は300,203件（前事業年度末より50,873件増加）と、順調に増加しております。また、株式会社カカコムが発表した「価格.com保険アワード2017ペット保険の部」において、当社の主力商品である「うちの子ライト」が申込数の多い保険商品として3年連続第1位を受賞しております。

以上の施策を行った結果、当事業年度における業績は以下のとおりとなりました。

保険引受収益10,067百万円、資産運用収益4百万円等を合計した経常収益は、10,071百万円（前事業年度比23.9%増）となりました。一方、保険引受費用5,851百万円、営業費及び一般管理費3,921百万円、その他経常費用0百万円を合計した経常費用は9,773百万円（前事業年度比25.0%減）となり、その結果、経常利益は297百万円（前事業年度比3.2%減）、当期純利益は196百万円（前事業年度比85.4%増）となりました。

なお、当社は損害保険事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(訂正後)

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の成長の下での輸出の持ち直し、好調な企業収益などに支えられた設備投資の緩やかな増加、雇用・所得水準の着実な改善を背景とした個人消費の底堅い推移などにより回復基調を継続しております。

ペット業界においては、矢野経済研究所が平成29年3月に発表した「ペットビジネスマーケティング総覧 2017年版」によると、平成27年度ペット関連総市場規模は小売金額ベースで前年度比1.5%増の1兆4,720億円で推移し、平成28年度は前年度比1.1%増の1兆4,889億円と予想されております。今後も、人口減少や少子高齢化の進行により飼育頭数の大幅な増加は見込みにくいものの、高付加価値製品・サービスの拡大が進むことで、ペット関連総市場は横這いから微増にて推移していくものと予測されております。

このような経営環境のもと、当社は持続的成長に向け、「お客さま主義の徹底」と「収益拡大」を2本柱に掲げた平成29年度から始まる中期経営計画（3ヶ年）を策定いたしました。

「お客さま主義の徹底」の一環として平成29年1月にお客さまと直接接点のある部署として、保険金サービス部、契約サービス部およびカスタマー・リレーション部を機能毎に独立・新設いたしました。並行して、これらの部署を中心に積極的な人材採用・育成も行い、お客さまとの一層のコミュニケーション強化を図り、お客さまの利便性向上を推進いたしました。

また、当社は「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」を経営理念としておりますが、平成28年12月に「お客さま主義」に重きを置いた共通の価値観として、行動指針、行動規範及び倫理規範を制定するとともに、経営層による全従業員との対話集会を実施し、全従業員における理念浸透を強く推進いたしました。

商品・サービスにつきましては、これまで当社では、犬・猫専用の各種ペット保険を販売してまいりましたが、かねてよりご要望の声が大きかった「鳥・うさぎ・フェレット」の3種類を対象とした「うちの子キュート」の開発を行いました。新たに商品ラインナップに加えることで、お客さま・取扱代理店・対応動物病院との更なる関係深耕を図ってまいります。また、当社のブランド力、ペット保険の認知度向上に向け、オウンドメディア等のリニューアルならびにお客さま参加型イベントの開催等を積極的に行いました。さらに、CSV活動の一環として動物愛護精神の普及・啓蒙活動への支援を行うなど、ペットとの共生を可能とする社会基盤の構築を目指す活動を継続して行ってまいりました。

営業活動につきましては、前事業年度に引き続き、当社のビジネスモデルであるペットショップ代理店を中心とした販路拡大に注力するとともに、既存代理店との更なる関係深耕を図る一方、ダイレクトチャネルにおける契約獲得の強化、契約継続率の向上施策、広報機能の整備に積極的に取り組んでまいりました。また、新規の取組みとして、カスタマー・リレーション部にテレマーケティングチャネルを担う機能を整備し、運営を開始いたしました。このような営業活動により、当事業年度末の保有契約数は300,203件（前事業年度末より50,873件増加）と、順調に増加しております。また、株式会社カカコムが発表した「価格.com保険アワード2017ペット保険の部」において、当社の主力商品である「うちの子ライト」が申込数の多い保険商品として3年連続第1位を受賞しております。

以上の施策を行った結果、当事業年度における業績は以下のとおりとなりました。

保険引受収益10,067百万円、資産運用収益4百万円等を合計した経常収益は、10,071百万円（前事業年度比23.9%増）となりました。一方、保険引受費用5,851百万円、営業費及び一般管理費3,921百万円、その他経常費用0百万円を合計した経常費用は9,773百万円（前事業年度比25.0%増）となり、その結果、経常利益は297百万円（前事業年度比3.2%減）、当期純利益は196百万円（前事業年度比85.4%増）となりました。

なお、当社は損害保険事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

4 【事業等のリスク】

(2) 当社の損害保険事業に係るリスク

⑮異常危険準備金の取崩しが発生するリスク

(訂正前)

損害保険会社は、保険業法施行規則第70条第1項第2号に基づき、異常危険準備金を責任準備金として負債計上する必要があります。異常危険準備金とは、異常災害による損害の填補に備えるため、事業年度毎に収入保険料の一定割合を積み立てる責任準備金の一種であり、大蔵省告示第232号第2条の別表で記載されている基準損害率を超える場合に、当該損害率を超過した支払保険金相当額について、異常危険準備金の前事業年度残高から取崩すこととされています。

当社が扱うペット保険においては、取崩しの判断基準となる損害率は50%であるところ、当社の損害率はこの基準損害率を基準を下回るため、収入保険料に3.2%を乗じた金額を事業年度毎に積み立てておりますが、今後、当社の損害率が上昇した場合は、取崩しが発生することにより、当社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、直近5年間の異常危険準備金繰入額及び残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
異常危険準備金繰入額	138	163	204	260	322
異常危険準備金残高	405	569	773	1,034	1,356

(訂正後)

損害保険会社は、保険業法施行規則第70条第1項第2号に基づき、異常危険準備金を責任準備金として負債計上する必要があります。異常危険準備金とは、異常災害による損害の填補に備えるため、事業年度毎に収入保険料の一定割合を積み立てる責任準備金の一種であり、大蔵省告示第232号第2条の別表で記載されている基準損害率を超える場合に、当該損害率を超過した支払保険金相当額について、異常危険準備金の前事業年度残高から取崩すこととされています。

当社が扱うペット保険においては、取崩しの判断基準となる損害率は50%であるところ、当社の損害率はこの基準損害率が基準を下回るため、収入保険料に3.2%を乗じた金額を事業年度毎に積み立てておりますが、今後、当社の損害率が上昇した場合は、取崩しが発生することにより、当社の財務状況や業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、直近5年間の異常危険準備金繰入額及び残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
異常危険準備金繰入額	138	163	204	260	322
異常危険準備金残高	405	569	773	1,034	1,356

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第8回新株予約権(い) (平成20年2月1日臨時株主総会決議に基づく平成20年3月27日取締役会決議)
(訂正前)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	2,500(注)1	—(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500(注)1、2	—(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	913(注)3	913(注)3
新株予約権の行使期間	自平成22年3月28日 至平成30年2月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 913 資本組入額 457	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 行使期間満了に伴い、当該新株予約権は消滅いたしました。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同様。)又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

① 当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)又は従業員たる地位。

② 当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。
- ①新株予約権の目的たる株式の種類
普通株式とする。
 - ②新株予約権の数及び株式の数
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。
 - ③各新株予約権の行使の際の払込金額
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。
 - ④新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。
 - ⑤その他の新株予約権の行使条件
上記（注）4に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

(訂正後)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	2,500(注)1	—(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500(注)1、2	—(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	913(注)3	913(注)3
新株予約権の行使期間	自平成20年3月29日 至平成30年2月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 913 資本組入額 457	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 行使期間満了に伴い、当該新株予約権は消滅いたしました。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同様。)又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

① 当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)又は従業員たる地位。

② 当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。
- ①新株予約権の目的たる株式の種類
普通株式とする。
 - ②新株予約権の数及び株式の数
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。
 - ③各新株予約権の行使の際の払込金額
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。
 - ④新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。
 - ⑤その他の新株予約権の行使条件
上記（注）4に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

②第8回新株予約権（ろ）（平成20年2月1日臨時株主総会決議に基づく平成21年1月29日取締役会決議）
（訂正前）

	事業年度末現在 （平成29年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成30年2月28日）
新株予約権の数（個）	550（注）1	－（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権 の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種 類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 （株）	550（注）1、2	－（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額 （円）	913（注）3	913（注）3
新株予約権の行使期間	自 平成23年1月30日 至 平成30年2月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額（円）	発行価格 913 資本組入額 457	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権 の交付に関する事項	（注）5	（注）5

（注）1. 平成29年12月31日、当該新株予約権550個はすべて行使されました。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割（株式の無償割当てを含む。以下同様。）又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

① 当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）又は従業員たる地位。

② 当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。
- ①新株予約権の目的たる株式の種類
普通株式とする。
 - ②新株予約権の数及び株式の数
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。
 - ③各新株予約権の行使の際の払込金額
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。
 - ④新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。
 - ⑤その他の新株予約権の行使条件
上記（注）4に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

(訂正後)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	550(注)1	—(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権 の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種 類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	550(注)1、2	—(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	913(注)3	913(注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年1月31日 至平成30年2月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額(円)	発行価格 913 資本組入額 457	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権 の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 平成29年12月31日、当該新株予約権550個はすべて行使されました。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同様。)又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

① 当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)又は従業員たる地位。

② 当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。
- ①新株予約権の目的たる株式の種類
普通株式とする。
 - ②新株予約権の数及び株式の数
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。
 - ③各新株予約権の行使の際の払込金額
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。
 - ④新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。
 - ⑤その他の新株予約権の行使条件
上記（注）4に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

③第9回新株予約権（い）（平成21年6月30日定時株主総会決議に基づく平成21年6月30日取締役会決議）
（訂正前）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数（個）	1,090（注）1	940（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,090（注）1、2	940（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	913（注）3	913（注）3
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成31年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 913 資本組入額 457	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	（注）5

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割（株式の無償割当てを含む。以下同様。）又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

① 当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）又は従業員たる地位。

② 当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。
- ①新株予約権の目的たる株式の種類
普通株式とする。
 - ②新株予約権の数及び株式の数
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。
 - ③各新株予約権の行使の際の払込金額
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。
 - ④新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。
 - ⑤その他の新株予約権の行使条件
上記（注）4に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

(訂正後)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,090(注)1	940(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,090(注)1、2	940(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	913(注)3	913(注)3
新株予約権の行使期間	自平成21年7月2日 至平成31年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 913 資本組入額 457	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同様。)又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

① 当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)又は従業員たる地位。

② 当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。
- ①新株予約権の目的たる株式の種類
普通株式とする。
 - ②新株予約権の数及び株式の数
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。
 - ③各新株予約権の行使の際の払込金額
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。
 - ④新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。
 - ⑤その他の新株予約権の行使条件
上記（注）4に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

④第10回新株予約権（い）（平成22年6月28日定時株主総会決議に基づく平成22年6月28日取締役会決議）
（訂正前）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数（個）	1,370（注）1	1,320（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,370（注）1、2	1,320（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	913（注）3	913（注）3
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月1日 至 平成32年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 913 資本組入額 457	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	（注）5

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割（株式の無償割当てを含む。以下同様。）又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

① 当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む）又は従業員たる地位。

② 当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。
- ①新株予約権の目的たる株式の種類
普通株式とする。
 - ②新株予約権の数及び株式の数
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。
 - ③各新株予約権の行使の際の払込金額
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。
 - ④新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。
 - ⑤その他の新株予約権の行使条件
上記（注）4に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

(訂正後)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,370(注)1	1,320(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,370(注)1、2	1,320(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	913(注)3	913(注)3
新株予約権の行使期間	自平成22年7月2日 至平成32年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 913 資本組入額 457	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権割当後、当社が株式分割(株式の無償割当てを含む。以下同様。)又は株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により1円未満の端数が生ずる場合は、これを切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{手続き実施前の発行済普通株式総数}}{\text{手続き実施後の発行済普通株式総数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権者が、下記①②のいずれの地位にも該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において、特に認めた場合は、この限りではない。

① 当社及び当社子会社(将来の子会社を含むものとする。)の役員(取締役、監査役を含む)又は従業員たる地位。

② 当社の取締役会において社外協力者(取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者)として認定された地位。

また、新株予約権者が「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

5. 当社が会社法第236条第1項第八号イ、ロ、ハ、ニ及びホによりそれぞれ合併、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使されていない本新株予約権は消滅し、これに代わる合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式会社」という。）により発行される新株予約権を本新株予約権者に交付することとする。
- ①新株予約権の目的たる株式の種類
普通株式とする。
 - ②新株予約権の数及び株式の数
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な調整がなされた新株予約権の数及び付与株式の数とする。
 - ③各新株予約権の行使の際の払込金額
合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、付与株式数を乗じた額とする。
 - ④新株予約権の行使期間
新株予約権の行使期間の開始日と合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとするが、行使期間は合理的な調整をすることができる。
 - ⑤その他の新株予約権の行使条件
上記（注）4に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、株式会社の取締役会の承認を要するものとする。

第5【経理の状況】

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【注記事項】

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

(訂正前)

	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権 (い)	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権 (ろ)	平成21年ストック・オプション 第9回新株予約権 (い)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 41名	当社取締役 2名 当社従業員 15名	当社取締役 1名 当社従業員 29名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 19,700株	普通株式 7,500株	普通株式 7,730株
付与日	平成20年3月28日	平成21年1月30日	平成21年7月1日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年3月28日から 平成30年2月1日まで	平成23年1月30日から 平成30年2月1日まで	平成23年7月1日から 平成31年6月30日まで

	平成21年ストック・オプション 第9回新株予約権 (ろ)	平成22年ストック・オプション 第10回新株予約権 (い)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 3名	当社取締役 1名 当社従業員 28名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 7,500株	普通株式 6,130株
付与日	平成21年10月23日	平成22年7月1日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年7月1日から 平成31年6月30日まで	平成24年7月1日から 平成32年6月28日まで

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

(訂正後)

	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権 (い)	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権 (ろ)	平成21年ストック・オプション 第9回新株予約権 (い)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 41名	当社取締役 2名 当社従業員 15名	当社取締役 1名 当社従業員 29名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 19,700株	普通株式 7,500株	普通株式 7,730株
付与日	平成20年3月28日	平成21年1月30日	平成21年7月1日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成20年3月29日から 平成30年2月1日まで	平成21年1月31日から 平成30年2月1日まで	平成21年7月2日から 平成31年6月30日まで

	平成21年ストック・オプション 第9回新株予約権 (ろ)	平成22年ストック・オプション 第10回新株予約権 (い)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 3名	当社取締役 1名 当社従業員 28名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 7,500株	普通株式 6,130株
付与日	平成21年10月23日	平成22年7月1日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年10月24日から 平成31年6月30日まで	平成22年7月2日から 平成32年6月28日まで

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

(訂正前)

	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権 (い)	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権 (ろ)	平成21年ストック・オプション 第9回新株予約権 (い)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 41名	当社取締役 2名 当社従業員 15名	当社取締役 1名 当社従業員 29名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 19,700株	普通株式 7,500株	普通株式 7,730株
付与日	平成20年3月28日	平成21年1月30日	平成21年7月1日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年3月28日から 平成30年2月1日まで	平成23年1月30日から 平成30年2月1日まで	平成23年7月1日から 平成31年6月30日まで

	平成22年ストック・オプション 第10回新株予約権 (い)	平成28年ストック・オプション 第11回新株予約権 (い)	平成28年ストック・オプション 第11回新株予約権 (ろ)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 1名 当社従業員 28名	当社取締役 3名 当社従業員 31名	当社取締役 1名 当社従業員 17名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 6,130株	普通株式 227,500株	普通株式 20,500株
付与日	平成22年7月1日	平成28年5月27日	平成29年2月24日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成24年7月1日から 平成32年6月28日まで	平成30年5月28日から 平成38年3月23日まで	平成31年2月25日から 平成38年3月23日まで

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

(訂正後)

	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権 (い)	平成20年ストック・オプション 第8回新株予約権 (ろ)	平成21年ストック・オプション 第9回新株予約権 (い)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社従業員 41名	当社取締役 2名 当社従業員 15名	当社取締役 1名 当社従業員 29名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 19,700株	普通株式 7,500株	普通株式 7,730株
付与日	平成20年3月28日	平成21年1月30日	平成21年7月1日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成20年3月29日から 平成30年2月1日まで	平成21年1月31日から 平成30年2月1日まで	平成21年7月2日から 平成31年6月30日まで

	平成22年ストック・オプション 第10回新株予約権 (い)	平成28年ストック・オプション 第11回新株予約権 (い)	平成28年ストック・オプション 第11回新株予約権 (ろ)
付与対象者の区分及び人数 (注) 1	当社取締役 1名 当社従業員 28名	当社取締役 3名 当社従業員 31名	当社取締役 1名 当社従業員 17名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 2	普通株式 6,130株	普通株式 227,500株	普通株式 20,500株
付与日	平成22年7月1日	平成28年5月27日	平成29年2月24日
権利確定条件	権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員たる地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。	権利行使時において、当社及び当社子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年7月2日から 平成32年6月28日まで	平成30年5月28日から 平成38年3月23日まで	平成31年2月25日から 平成38年3月23日まで

- (注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。
2. 株式数に換算して記載しております。